

令和元年度第2回 青森市都市計画審議会 会議概要

1 開催日時

令和2年1月27日（月）13時30分から14時22分

2 開催場所

青森市中央市民センター 3階 大会議室

3 出席者

<青森市都市計画審議会委員>

小豆畑 緑 委員、大矢 保 委員、奥谷 進 委員、香取 薫 委員、
軽米 智雅子 委員、木下 靖 委員、工藤 真人 委員、渋谷 勲 委員、
鈴木 廣 委員、竹内 慎司 委員、田邊 順次 委員、福士 修身 委員、
万徳 なお子 委員、宮本 雅央 委員、最上 伸子 委員

<事務局及び関係職員>

都市整備部 : 部長 大櫛 寛之、理事 長井 道隆
公園河川課 : 課長 土岐 政温、主幹 熊谷 充
道路建設課 : 課長 小笠原 秀輝、主幹 柴田 巧、
技師 齊藤 基輝
都市政策課 : 課長 坂牛 裕、副参事 武田 泰孝
主幹 田中 大雄、主査 片岸 道悟
技師 長尾 良太、技師 新岡 将太

4 欠席者

<青森市都市計画審議会委員>

一戸 善正 委員、葛西 崇 委員、森内 之保留 委員

5 会議に付した議題

諮問案件

諮問第1号 青森都市計画公園の変更

諮問第2号 青森都市計画道路の変更

意見聴取

青森市立地適正化計画の変更案

6 議事の要旨

担当課	諮問第1号「青森都市計画公園の変更」 配付資料に基づき説明。
議長 (会長)	只今説明のあった諮問第1号について、質問を承る。
委員	青い森セントラルパークの位置について、「青森市大字大野字片岡、大字浦町字橋本、大字浦町字奥野の各一部」と記載があるが、実際の区域がそのようになっているのか。
担当課	赤い線で丁字界を図示しており、今回の都市計画公園は3つの丁字界にまたがっている。
委員	体育施設はどこに建設される予定なのか。
担当課	要求水準書案において、市で配置のイメージは示しているものの、具体の建設位置は、民間事業者からの提案次第となる。今回追加する公園の区域内に建設されることになる。
委員	今回追加する赤い色で囲まれた範囲以外は公園にならないのか。
担当課	今回追加する区域以外の部分は、県の所有地となっており、これまで青い森セントラルパークとして利用いただいている。 今回の追加は、主に市有地部分を都市計画公園に位置付ける内容となっている。
委員	検討中の部分も相当あると思うが、駅舎の整備や交通アクセスなど、車や人の動線はどのように考えているのか。
担当課	駅舎については、青い森鉄道の所管が青森県となっていることから、県との協議中であり、具体の説明を申し上げられる段階にはないが、アリーナの整備に当たっては、今後、民間事業者から駅舎の整備を想定した上でのご提案をいただく形になっており、周辺の交通処理を含めて、今後、具体を検討していくこととしている。
委員	本市は雪国であり、建物から駐車場、園路などの移動に当たって、雪対策は検討されているのか。
担当課	気象環境も含めて、民間事業者に提案をいただくこととしている。
委員	今回は、「青い森セントラルパーク」を都市計画公園に追加するということだが、すでに都市計画決定されている公園もあるのか。
担当課	現在、市内では107か所の都市計画施設としての公園があり、今回、「青い森セントラルパーク」を都市計画に位置付けると108か所ということになる。

委員	アリーナ計画への賛否とは別に、今回は、当該区域を都市計画公園として位置付ける内容であるため、諮問に対しては賛成する。
議長 (会長)	諮問第1号について、お諮りする。 異議ないか。
委員一同	(「異議なし」との声あり)
議長 (会長)	異議がないようなので、諮問第1号については、異議ないものとして、市長に答申することとする。
担当課	諮問第2号「青森都市計画道路の変更」 配付資料に基づき説明。
議長 (会長)	只今説明のあった諮問第2号について、質問を承る。
委員	都市計画道路3・5・10号八甲大橋西通り線について計画図で見ると、現在ある道路の北側に拡幅し、黄色の部分を廃止するということが、黄色の部分の現状はどうなっているのか。
担当課	黄色の部分については、空き地や建物が建築されており、私有地となっている。今回の変更によって、官民界から北側に幅員を変えずに、市有地を利用しながら整備していきたいと考えている。
委員	今現在、住宅が建っている状況ということだが、変更については、本路線の計画区域内における私有地への制限を解除するためということで、現在どのような制限があるのか。
担当課	現在の制限としては、都市計画法第53条の規定により建築の制限がかかっており、許可を受けなければ建築できなくなっている。具体には、階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと、また、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であることに該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるとされているので、それ以外のものについては制限を受けるものになる。
委員	計画図にある、黄色の部分は、この道路の中では、東側の道路と比べて、幅員が狭い状態ではなかったか。
担当課	現道は計画よりも幅員が狭くなっている。
委員	未整備ということで、それを東側と同様に歩道を含めて15メートルに拡幅をして、黄色の部分は、建物が建ったりして使われている部分があるので、その部分は廃止するということがよいか。
担当課	今回の変更が決定されれば、私有地に係る制限は解除されることとなる。

委員	中央大橋の西側はどうか。また、青森操車場跡地利用計画についての資料に図面があるが、国道103号よりも東側の部分についても道路ができる記載に見えるが、こちらの計画はどうか。
担当課	都市計画道路の変更案件以外の道路についてのご質問だが、東側、西側ともに、拡幅したいと考えている。 詳細については、現在、詳細設計の中で検討中であり、具体的にどのような整備になるかは、現在お示しできる状況にないのご理解いただきたい。
委員	今回、都市計画道路の変更ということで、ここは、幅員のわりに交通量がすごく多く、歩行者や通学の自転車などがすごく多いので、非常に危険だと常々思っていたため、ここを拡幅されるのは非常に良いことだと思う。 西側と、東側の幹線道路への接続部分が非常に狭くて、不便な状態になっているので、この部分をしっかり整備していただければと思う。
議長 (会長)	諮問第2号について、お諮りする。 異議ないか。
委員一同	(「異議なし」との声あり)
議長 (会長)	異議がないようなので、諮問第2号については、異議ないものとして、市長に答申することとする。
担当課	意見聴取「青森市立地適正化計画の変更案」 配付資料に基づき説明。
委員	防災の拠点として都市機能の立地を誘導するということだが、ここは海拔が高くない。もし津波等がきたら、ここに逃げても、波にのまれてしまう可能性もあるが、どういう機能に基づいての防災の拠点なのか。どういったシーンを想定すればいいのか説明をお願いします。
担当課	防災機能としては、指定避難所をアリーナに位置付ける予定であるので、ここに避難していただく。それにあわせて防災倉庫をアリーナの中に設置するという、あるいはマンホールトイレといった災害対応のトイレ等を整備することで防災機能の強化を図ることとしている。 東西の土地も含めて指定緊急避難場所に指定して、一体で広域避難の機能を有したいということで整備を予定している。 浸水については、昨年県から最大級の洪水浸水想定区域ということで公表されており、青い森セントラルパークでは、表示上は0.5～3メートルとなっているが、最大でも0.8メートル程度と伺っている。

	<p>昨年の11月にアリーナに関しては、要求水準書案という形でお示ししているが、1メートル未満の浸水に対して対応できるようにということで記載しているので、浸水の際にも避難所としてご利用いただけるようなかたちで考えている。</p> <p>また、このセントラルパークの区域は、比較的浸水想定区域の中でも端のほうに位置しているので、より最前線に近いかたちでご利用いただけるものと考えている。</p> <p>今の青森市民体育館、カクヒログループスタジアムでは最大で1.1メートル程度の浸水と聞いているので、そういう観点でもより安全になるものと考えている。防災機能としてアリーナだけではなく、周辺一帯含めて防災拠点として整備したいと考えている。</p>
委員	<p>今の話は、堤川の想定された、いわゆる河川の洪水浸水想定区域の話だと思うので、他の委員が言われた「津波」について、ここは津波の浸水はしないという想定になっていると認識しているが、よろしいか。</p>
担当課	<p>津波に関しては、沿岸部に限られているので、浸水想定区域には含まれていない。洪水だけである。</p>
委員	<p>今回、都市機能誘導区域の追加ということで、細長い区域は、先ほどのアリーナの資料で緑地帯みたいな感じにみえるが、それでよろしいか。</p>
担当課	<p>先ほど、操車場跡地利用計画の説明をしたが、東側、西側用地については、多目的に利用できる緑地や駐車場などを整備するという計画になっているので、整備も、そのような考え方を踏まえて設計を進めている状況である。</p>
委員	<p>都市機能誘導区域の変更後の区域の色で、追加になった地域は用途地域の何地域になるのか。</p>
担当課	<p>東側と西側は準工業地域となっていて、北側は第二種住居地域になっている。</p>
委員	<p>準工業地域が、操車場跡地利用計画において駐車場や緑地になったりするのはいいのか。</p>
担当課	<p>操車場跡地利用計画は、操車場跡地をどのように利活用していくのか考え方を示したものになる一方、操車場跡地は主に用途地域が準工業地域となっている。準工業地域は、工業系、商業系、住居系のどのような建物でもある程度建てられるようになっているので、現在の用途地域をベースとして様々な利活用ができるものと考えている。</p>
委員	<p>立地適正化計画は、都市機能誘導区域などを定めると、国の支援等もあると思うが、計画を市で変更するのは可能か。</p> <p>また、変更した場合、国に届出など何かするものなのか。</p>

担当課	法律上の手続きとしては、市で変更後、市のホームページ等で計画を公表するとともに、青森県に計画の写しを送付することになっている。
委員	県から国に行くようになっているのか。
担当課	実際は県から国に計画が行くことになっており、市も事前に計画の変更については、国と協議しながら行っている。
議長 (会長)	そのほか、質問、意見がないようなので、本日いただいたご意見等を踏まえ、立地適正化計画の変更を進めていただければと思う。
	終了

7 表決の数

諮問第1号 15名全員異議なし
 諮問第2号 15名全員異議なし